香芝市マスコットキャラクター「カッシー」着ぐるみ貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、香芝市の知名度向上及びイメージアップを図ることを目的として、市のマスコットキャラクター「カッシー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出の申請）

第２条　着ぐるみの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として貸出希望日の３箇月前から７日前までに、香芝市マスコットキャラクター着ぐるみ使用申請書（第１号様式）を市長に提出するものとする。

（貸出の承諾）

第３条　市長は、前条に規定する申請を受けた場合においては、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承諾するものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(2) 市のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、団体、企業の利益となる活動のみに使用するとき。

(4) 政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) その他市長が貸出について不適切と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により貸出を承諾したときは、香芝市マスコットキャラクター着ぐるみ使用承諾通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定による貸出の承諾に際し、必要な条件を付すことができる。

（貸出期間）

第４条　貸出期間は、７日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用料）

第５条　着ぐるみの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第６条　着ぐるみの貸出承諾を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) カッシー着ぐるみ取扱説明書を遵守し、適切に使用すること。

(2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(3) 承諾された用途のみに使用すること。

(4) 貸出期間を遵守すること。
(5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
(6) 雨天時等に屋外で使用しないこと。
(7) 市長が指示する場所及び時間において、着ぐるみを直接受け取り、返却すること。
(8) その他市長が付した条件に従って使用すること。

（承諾の取消し等）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その承諾を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。
(1) この要綱の規定に違反したと認められるとき。
(2) 偽りその他不正な手段により承諾を受けたと認められるとき。
(3) 市の主催するイベントの日程変更等市の都合により貸出することが困難なとき。
(4) その他市長が必要と認めたとき。

（原状回復）

第９条　使用者は、着ぐるみを破損又は汚損したときは、補修又はクリーニング等に要する費用を負担することにより、原状に復さなければならない。

２　使用者は、着ぐるみを紛失し、又は補修が困難な状態まで破損したときは、新しい着ぐるみを作成する費用を負担しなければならない。この場合において、新しい着ぐるみを作成後に紛失した着ぐるみが発見されても、使用者が負担した費用は返却しないものとする。

（報告）

第１０条　市長は、着ぐるみの貸出後、使用者に着ぐるみの使用に関する報告を求めることができる。

（損害賠償等の責任）

第１１条　着ぐるみの貸出を承諾し、承諾を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したことに起因する損害又は損失について、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

２　着ぐるみの貸出により使用者が被った損失又は損害及び使用者が第三者に与えた損害又は損失について、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

３　使用者は、着ぐるみの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年１１月１日から施行する。